

大阪医科大学医師会旅費支給規程

(平成21年4月施行)

大阪医科大学医師会公務出張旅費支給規程

第1条 大阪医科大学医師会（以下本医師会と称する）役員、会員ならびに事務員が公務のため旅行する時は本規程に依り旅費を支給する。

第2条 旅費は鉄道賃、軌道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

第3条 旅費は順路（最短距離）に従って之を支給する。但し順路に従い難いと認められた場合は其の現に経過した通路に依る。

第4条 旅費は帰学後請求を俟って支給する。但し事前に概算旅費を支給することが出来る。概算旅費の支給を受けて旅行した者は帰学後三日以内に精算しなければならない。

第5条 鉄道賃、軌道賃、船賃、日当及び宿泊料等の計算の基準は別表による。但し役員の旅費は実費支給としそれに依り難いときは学長の例による。

第6条 航空料は航空旅行をする場合に限り旅客運賃実費を支給する。

第7条 車賃は鉄道、軌道、水路又は空路によらない陸路旅行に際し特別の必要により車を利用した場合にその実費を査定して支給する。

第8条 日当は日数に応じこれを支給する。但し片道40Kmの場合は支給せず。片道100Km以内の場合は定額の2分の1を支給する。

2 前項の場合と雖も、已む得ない事情により宿泊を要した場合はこの限りでない。

第9条 宿泊料は夜数に応じこれを支給する。但し水路旅行及び寝台料を支給した場合はこの限りでない。

第10条 引続き15日以上出張する者に対しては15日に超える分につき、日当及び宿泊料は定額の2割減とする。

第11条 本医師会より旅費の支給を受けたものが本医師会以外より旅費の支給を受けたときはその全額を本医師会に納付しなければならない。但し納付する金額は本医師会より支給された旅費の額を限度とする。出張前に本医師会以外より旅費を受けることが明かな場合にはその限度において本医師会より旅費を支給しないものとする。

第12条 外国に旅行する場合の旅費については必要の都度これを定める。

(別表1)

職名	鉄道軌道賃	日当	宿泊料
役員	普通車	3,000円	14,800円
会員	普通車	2,600円	13,100円
事務員	普通車	1,700円	8,700円

- 1 顧問、会長、副会長、理事、評議員、監事、会計、書記、編集委員およびそれに準ずる者を、役員とする。
- 2 急行料金を必要とする場合、片道 50km 以上の旅行の場合は普通急行料、100km 以上の場合は特別急行料を支給する。この場合、急行が目的の駅に停車しないときは用務地に最も近い急行停車駅迄の料金とする。
ただし急行料を要しない旅行の場合はこの限りでない。
- 3 片道 300km 以上の旅行で日帰り出張の場合の日当額は定額の 2 倍を支給する。

附則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。